

沿岸広域振興局長告示第118号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
大船渡市立根町字下欠22番5、24番5、24番7、 25番4及び35番5並びに25番4地先認定外道路及 び35番5地先認定外水路	99.112	4.10～6.10	平成28年10月28日

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び大船渡市役所に備えておいて縦覧に供する。